

給付要件

【給付要件】

- ・新型コロナウイルス感染症の流行により減収となっていることに加え、原材料・資材等の単価上昇の影響を受けている事業者であること
- ・令和3年(2021年)11月以降のいずれかの月の売上高が、平成30年(2018年)11月から令和2年(2020年)3月までの同月の売上高と比較して20%以上減少していること。
- ・令和3年(2021年)11月以降のいずれかの月に事業のために購入した原材料・資材等の単価が、令和2年(2020年)11月から令和3年(2021年)10月までのいずれかの月に購入した単価よりも増加していること。

※なお、支援金は店舗や事業所単位ではなく事業者単位で給付します。

※申請特例 (例：新規開業・創業した事業者やNPO、公益法人等) に該当する場合は、申請の手引き別冊 (特例事項) をご参照ください。

【給付対象者】

- ・中小・小規模事業者等、フリーランスを含む個人事業者等

※中小・小規模事業者の場合、資本金の額又は出資の総額が10億円未満であること

※中小・小規模事業者の場合、資本金の額又は出資の総額が定められていない場合は、常時使用する従業員の数が2,000人以下であること

※中小・小規模事業者の場合、2022年7月20日以降、継続して履歴事項全部証明書の本店所在地が道内であること

※個人事業者等の場合、2022年7月20日以降、継続して本人確認書類の住所が道内の住所であること

※NPO法人等の場合、2022年7月20日以降、継続して主たる事務所の所在地が道内にあることを証明できること

【不給付要件】

1. 国、法人税法別表第1に規定する公共法人
2. 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律 (昭和23年法律第122号) に規定する「性風俗関連特殊営業」又は当該営業にかかる「接客業務受託営業」を行う事業者
3. 政治団体
4. 宗教上の組織又は団体
5. 事業者の代表者、役員又は使用人その他の従業員もしくは構成員が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)である者
6. 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者
7. 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしたと認められる者
8. 事業者の代表者、役員又は使用人その他の従業員もしくは構成員が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められる者
9. 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者
10. 1~9に掲げる者のほか、事業継続緊急支援金の趣旨・目的に照らして適当でないとし事が判断する者

給付対象となる売上の減少率の考え方

令和3年(2021年)11月以降のいずれかの月の売上高が、平成30年(2018年)11月から令和2年(2020年)3月までの同月の売上高と比較して**20%以上減少**していること。（※確定申告において事業収入、業務委託による雑所得・給与所得にて申告していること）

【比較例】

※基準月と比較月における売上高は税抜きでの比較となります。

<基準年>

2018年				2019年							
11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月
100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100

<対象年>

2021年				2022年							
11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月
85	85	80	70	90	90	70	85	90	90	85	85

比較

対象月の売上高が20%以上減少

対象月

給付対象となる原材料等の単価増加の考え方①

令和3年(2021年)11月以降のいずれかの月に事業のために購入した**原材料・資材等の単価**が、令和2年(2020年)11月から令和3年(2021年)10月までのいずれかの月に購入した単価よりも**増加**していること。

【比較例（菓子製造業の場合）】

※比較する月は同月である必要はありません。

<基準年>

2021年								
4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
砂糖 30kg 8,000	砂糖 30kg 8,000	砂糖 30kg 9,000	砂糖 30kg 9,000	砂糖 30kg 9,000	砂糖 30kg 10,000	砂糖 30kg 10,000	砂糖 30kg 10,000	砂糖 30kg 10,000

<対象年>

比較

原材料の単価が増加

2022年								
4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
砂糖 30kg 10,000	砂糖 30kg 10,000	砂糖 30kg 10,000	砂糖 30kg 11,000	砂糖 30kg 11,000	砂糖 30kg 11,000	砂糖 30kg 11,000	砂糖 30kg 12,000	砂糖 30kg 12,000

対象月

給付対象となる原材料等の単価増加の考え方②

要件

令和3年(2021年)11月以降のいずれかの月に事業のために購入した原材料等の単価が、令和2年(2020年)11月から令和3年(2021年)10月までのいずれかの月に購入した単価よりも増加していること。

対象となる原材料等

製品・商品の製造・生産目的で消費される原料や材料、製造・生産・サービスの提供に不可欠な資材、仕入れている物が対象です。

- 単価上昇による事業への影響がより大きい原材料等で申請いただくようお願いします。

【対象外となる主な費用】

- | | |
|------------|--------|
| ・人件費（給料賃金） | ・租税公課 |
| ・水道光熱費 | ・通信費 |
| ・接待交際費 | ・福利厚生費 |
| ・利子割引料 | ・地代家賃 |
| ・貸倒金 | など |

【特例で対象とするもの】

- 製造・生産・サービスの提供に不可欠な外注
ただし、人件費が費用の大部分を占める人材派遣等は対象外です。
- エンジン用の燃油
運輸業は、燃油（ガソリン、軽油、天然ガス、LPガスなど）による申請が可能です。
運輸業以外の業種については、主たる業務に関連する運送等に供する経費に限り申請することができますが、営業目的等による法人の従業員や個人事業者などが移動するための燃油は対象外です。
例）対 象：商品配送用社用車、漁船など
対象外：営業車（主に営業社員が使用している車）など

給付対象となる原材料等の単価増加の考え方③

単価の比較

原則として、同一のもの、同一の量（容量、重量、個数等）の価格（＝単価）で比較できる物を対象とします。

（同質同量での単価比較が原則）

- 同一の原材料・資材等であっても、異なる数量での購入金額で比較している場合は対象外です。（同質同量で比較していること。）

【対象となる例】

例1) 上白糖30kgと上白糖10kg

→ 10kgまたは1kg当たりの価格で比較できる場合は対象

例2) W社の品番XXXXXXXXXXのフローリング材4坪とW社の同じ品番のフローリング材16坪

→ 4坪または1坪当たりの価格で比較できる場合は対象

- 同一（同質）ではない場合、対象外です。

【対象外となる例】

例3) 日本酒（本醸造）1.8Lと日本酒（大吟醸）1.8L

→ 本醸造と大吟醸は、ともに清酒ですが、種類が異なるため、対象外。

例4) 業務用醤油18Lと業務用めんつゆ18L

→ 醤油とめんつゆは異なる商品であるため、対象外。

【特例で対象とするもの】

- 他に申請することができる原料、材料、資材、及び特例のもの（外注、燃油）がない場合は、「仕様、規格等が同一相当であるとする理由」を記載した上で申請することができます。

ただし、この場合、挙証書類の追加提出や申請理由の確認など、審査に時間を要するほか、申請が認められないことがありますので、あらかじめご承知おきください。

例A) 惣菜用の容器Yの価格が高騰していることから、容器Z（品番の異なる別の容器）に変更した。

（価格高騰前の容器Yの価格＜容器Zの価格＜価格高騰後の容器Yの価格）

例B) 廃番（あるいは品不足）のため、1年前と同じ建材を購入できなかったことから、仕様（規格）が一部異なる建材を購入した。

給付対象となる原材料・資材コストの例

業種	原材料・資材等の例
製造業	製品・商品の製造のために使用する原料または材料
飲食店	食材、飲料、調味料、おしぼりなど
建設業	建材、建築資材、土木資材、電気設備、道路資材など
一次産業	ビニールハウスなどの農業資材、漁網などの漁業資材、ソーチェーンなどの林業資材
クリーニング	洗剤、ビニールカバー、ハンガーなど
理容、美容	シャンプー、リンス、タオル、パーマ液など
浴場	清掃用品、石けん・シャンプーなど
卸売、小売	梱包資材、包装資材、チラシ印刷など
印刷	インク、印刷用紙、原版など
宿泊	アメニティ用品、清掃用消耗品（洗剤など）、清掃委託料など
病院、診療所	清掃委託料、感染防止用具・用品など
介護施設	清掃委託料、感染防止用具・用品など
自動車整備	作業服、安全靴、整備用品・用具など
スポーツ施設	設備・機器メンテナンス料金、清掃委託料、感染防止用具・用品など
タクシー、トラック	車両メンテナンス料金、車両用消耗品（タイヤ）など ※運輸業は燃油(ガソリン、軽油、LPガスなど)での申請も可能です。
NPO法人、公益法人	定款に記載されている業務に必要な備品、委託料など